

# 消費者被害をなくそう

## 消費者被害講演会と無料相談会を開く

消費者被害の未然防止・拡大防止・救済活動を進めている特定非営利活動法人「大分県消費者問題ネットワーク」は、2008年9月17日(水)に全労済ソレイユで54名が参加して講演会が開催されました。

講演会では、財津庸子理事が総合司会者となってはじまり、主催者として足立勇一理事長が「産地偽装などが社会的に大きな問題になっている。消費者には知る権利があるが、基礎的な知識などが不十分な面もある。消費者自身が力をつけるためにも、学ぶ場を提供するためにこの講演会を開催した。さらに、ネットワークでは広く会員の募集をしていますので、ご理解とご協力をいただきたい」とあいさつがあり、講演となりました。



講演は、特定非営利活動法人「消費者センター大分」の大内真弓理事長が講師となり、「くらしと契約」をテーマに講演されました。

講演内容は、契約とは、(1)契約自由の原則として①契約締結の自由、②相手方選択の自由、③契約方式の自由、④契約内容決定の自由、(2)契約の成立とは、申し込み、承諾、(3)取り消しができる契約は、未成年者・詐欺・脅迫・錯誤・判断不十分者の契約、(4)契約の解除とは、クーリングオフ・債務不履行・商品の欠陥、等について話されました。

契約問題では、契約書や印鑑を押していないから安心と思う人が多いが、口約束で契約となる。特にTELでの対応は「いいです。結構です。」では悪徳業者は「買うことを承諾した。」と解釈されるので、「不要です。いりません。」ときっぱり断ることで。TEL販売はアポインターが無差別に電話するもので「名前は言わなければ業者にはTEL番号は知らないことになる。」ので注意してほしい。

クーリングオフについても、販売経路によってできない場合があるので注意し、現金買いの場合はなかなか返金がない。クレジットの場合は支払いをストップすればいい。消費者契約法でクーリング・オフが過ぎても返せることができるものがあるので勉強してほしい。

続いて、意見交換が行われ、最後に井田雅貴副理事長が閉会のあいさつをして、講演会は終了しましたが、その後、引き続き「消費者被害なんでも相談会」を弁護士・司法書士・消費者問題専門相談員が消費者被害にあわれた方との無料相談を受けました。

